

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月17日

【発行者名】 みずほ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 慎 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目 5 番27号

【事務連絡者氏名】 商品開発部長 三 木 谷 正 直
連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号

【電話番号】 03-5232-7700

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 国内金先物価格連動型上場投信

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限3,000億円

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年7月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項について半期報告書の提出等に伴ない、訂正すべき事項および追加すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(3) ファンドの仕組み

当ファンドの運営の仕組み

（略）

委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成25年1月末日現在)

2．会社の沿革

（略）

3．大株主の状況(平成25年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ-市八ドソン通り90番地	13,662株	1.3%

< 訂正後 >

(3) ファンドの仕組み

当ファンドの運営の仕組み

（略）

委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成25年7月末日現在)

2．会社の沿革

（略）

3．大株主の状況(平成25年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ-市八ドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(3) 運用体制

意思決定プロセス

1～4．（略）

5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年12月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

（略）

< 訂正後 >

(3) 運用体制

意思決定プロセス

1～4．（略）

5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年6月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

（略）

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

< 訂正後 >

(2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

— 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.により計算した額に、2.により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.4725% (税抜 0.45%) 以内 (平成25年4月17日現在における信託報酬率は年率0.4725% (税抜 0.45%)) の率を乗じて得た額。なお、その配分は、委託会社が年率0.42% (税抜 0.40%)、受託会社が年率0.0525% (税抜 0.05%) とします。

2. 公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の52.5% (税抜 50%) 以内の額。

(略)

< 訂正後 >

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.により計算した額に、2.により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.4725% (税抜 0.45%) 以内 (平成25年10月17日現在における信託報酬率は年率0.4725% (税抜 0.45%)) の率を乗じて得た額。

消費税率が8%になった場合は、年0.486% (税抜 0.45%) 以内の率となります。なお、配分についても相応分上がります。

信託報酬の配分は以下の通りとします。

委託会社	受託会社
0.420% (税抜0.40%)	0.0525% (税抜0.05%)

2. 公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の52.5% (税抜 50%) 以内の額。

消費税率が8%になった場合は、品貸料の54% (税抜 50%) 以内の額となります。

(略)

< 訂正前 >

(4) その他の手数料等

~ (略)

受益権の上場にかかる費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標利用料」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標利用料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、平成25年4月17日現在において商標利用料を信託財産中から支弁する予定はありません。

平成25年1月末日現在、受益権の上場にかかる費用は以下の通りです。

・ 上場手数料

新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875% (税抜0.0075%)

・ 上場の年賦課金

毎年末または上場日の純資産総額に対して、最大0.007875% (税抜0.0075%)

・ 上場審査料

新規上場に際して52.5万円 (税抜50万円)

< 訂正後 >

(4) その他の手数料等

~ (略)

受益権の上場にかかる費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標利用料」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標利用料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、平成25年10月17日現在において商標利用料を信託財産中から支弁する予定はありません。

平成25年7月末日現在、受益権の上場にかかる費用は以下の通りです。

・上場手数料

新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）消費税率が8%になった場合は、0.0081%（税抜0.0075%）となります。

・上場の年賦課金

毎年末または上場日の純資産総額に対して、最大0.007875%（税抜0.0075%）消費税率が8%になった場合は、最大0.0081%（税抜0.0075%）となります。

・上場審査料

新規上場に際して52.5万円（税抜50万円）消費税率が8%になった場合は、54万円（税抜50万円）となります。

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

当ファンドは、課税上は上場証券投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益は譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

（略）

上記の内容は平成25年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

（後略）

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

当ファンドは、課税上は上場証券投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益は譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

* 平成28年1月1日から、上記の損益通算および3年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する（上場証券投資信託の場合、収益分配金の受取方法として、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

2. 法人の受益者に対する課税

（略）

上記の内容は平成25年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

（後略）

5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、下記の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況（平成25年7月31日現在）

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	89,984,290	65.54
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		47,299,177	34.45
合計（純資産総額）			137,283,467	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
TOCOM標準取引（買建）	138,633,000	100.98

（注）TOCOM標準取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

(2) 投資資産(平成25年7月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	数量(券面総額)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	第369回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年8月26日	50,000,000	99.98	49,992,000	99.99	49,991,368	36.41
2	第377回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年9月30日	40,000,000	99.98	39,992,600	99.98	39,992,922	29.13

上記の銘柄はすべて割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	65.54
合計		65.54

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額(円)	時価(円)	投資比率(%)
TOCOM標準取引	東京商品取引所	金(TOCOM標準取引)2014年6月限	買建	33,000	126,605,000	138,633,000	100.98

（注）時価の算定方法

取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成25年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		金融商品取引所 取引価格
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	（終値・1口 当たり円）
1期	平成23年1月17日	619	619	3,553	3,553	3,560
2期	平成24年1月17日	372	372	3,956	3,956	3,945
3期	平成25年1月17日	157	157	4,598	4,598	4,405
	平成24年7月末日	370		3,929		3,935
	平成24年8月末日	379		4,026		4,010
	平成24年9月末日	146		4,282		4,270
	平成24年10月末日	144		4,220		4,155
	平成24年11月末日	151		4,412		4,390
	平成24年12月末日	152		4,442		4,410
	平成25年1月末日	161		4,722		4,655
	平成25年2月末日	156		4,572		4,565
	平成25年3月末日	159		4,642		4,670
	平成25年4月末日	150		4,405		4,400
	平成25年5月末日	150		4,403		4,350
	平成25年6月末日	125		3,657		3,690
	平成25年7月31日	137		4,007		3,915

（注1）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

（注2）金融商品取引所取引価格は、平成25年6月末日以前は大阪証券取引所、平成25年7月末日以降は東京証券取引所における取引価格です。

分配の推移

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.00
2期	0.00
3期	0.00

収益率の推移

期	収益率（%）
1期	14.17
2期	11.34
3期	16.23
4期（中間期）	14.55

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

(4) 設定及び解約の実績

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	174,260		174,260
2期		80,000	94,260

3期		60,000	34,260
4期（中間期）			34,260

（注）第1期の設定口数には当初自己設定の口数を含みます。

< 参考情報 >

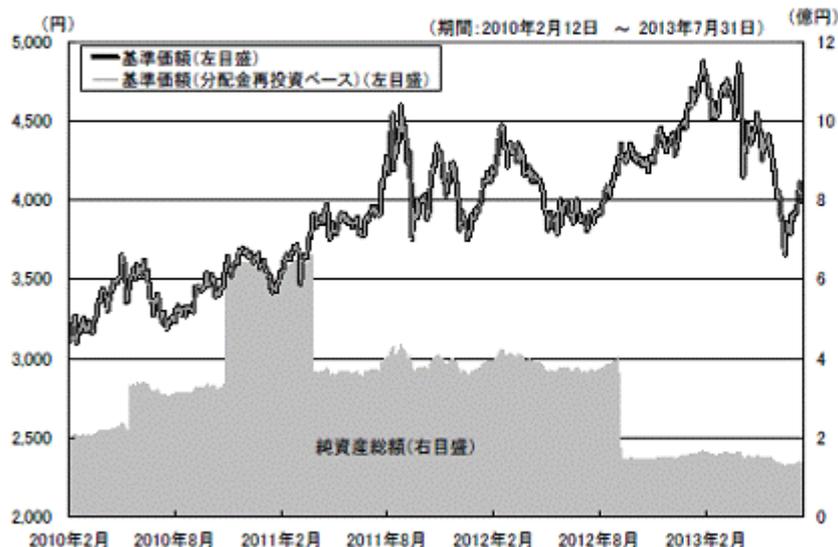
(2013年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(1口当たり)

基準価額 4,007円

純資産総額 1.37億円



2010年2月 2010年8月 2011年2月 2011年8月 2012年2月 2012年8月 2013年2月

※基準価額および基準価額（分配金再投資ベース）は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）

※基準価額（分配金再投資ベース）は、決算時に収益分配があった場合にその分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。（以下同じ。）

なお、当ファンドは分配実績がないため、基準価額と基準価額（分配金再投資ベース）の値が重なっております。

分配の推移

(1口当たり、税引前)

2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	0円
設定来累計	0円
設定来：2010年2月12日以降	

主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

< 資産の組入比率 >

資産の種類	国内/外国	比率 (%)
債券	国内	65.5
現金・預金・その他の資産		34.5
合計		100.0

< 組入銘柄 >

順位	銘柄名	種類 (種別)	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
1	第369回国庫短期証券	国債証券	-	2013年8月26日	36.4
2	第377回国庫短期証券	国債証券	-	2013年9月30日	29.1

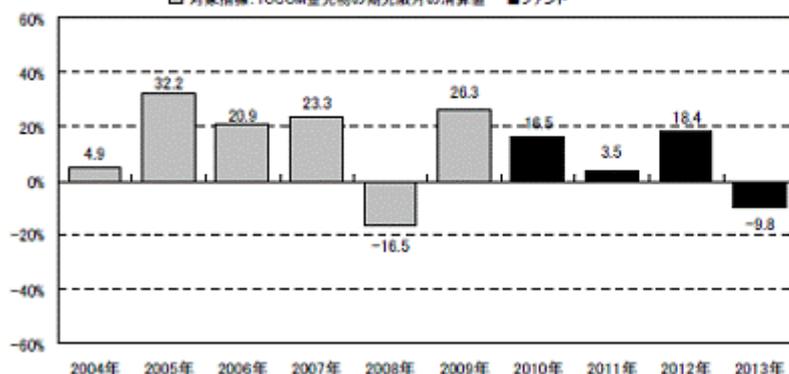
(その他の資産の投資状況)

商品先物取引 (買建) 101.0%

順位	銘柄名	限月	建別	比率 (%)
1	金 (TOCOM標準取引)	2014年6月	買建	101.0

年間収益率の推移 (暦年ベース)

□ 対象指標: TOCOM金先物の期先取月の清算値 ■ ファンド



※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。

※2009年以前は対象指標を過去に遡って算出した場合の収益率を表示しています。なお、対象指標の収益率はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2010年は設定日（2月12日）から年末までの収益率、2013年は1月から7月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(5) その他

～ (略)

金融商品取引所への上場

(中略)

平成25年7月16日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。

東京証券取引所

(中略)

(略)

< 訂正後 >

(5) その他

～ (略)

金融商品取引所への上場

(中略)

平成25年10月17日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。

東京証券取引所

(中略)

(略)

第3 【ファンドの経理状況】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

< 訂正後 >

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 . 財務諸表」については、以下の中間財務諸表が追加されます。

国内金先物価格連動型上場投信

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

区 分	第 4 期中間計算期間 (平成25年7月17日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,698,373
国債証券	89,984,812
派生商品評価勘定	9,322,000
未収利息	9,423
前払金	20,394,420
差入委託証拠金	4,554,000
流動資産合計	134,963,028
資産合計	134,963,028
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	39,455
未払委託者報酬	315,625
その他未払費用	8,330
流動負債合計	363,410
負債合計	363,410
純資産の部	
元本等	
元本	106,617,120
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	27,982,498
元本等合計	134,599,618
純資産合計	134,599,618
負債純資産合計	134,963,028

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	第 4 期中間計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成25年7月17日)
営業収益	
受取利息	46,134
有価証券売買等損益	1,381
派生商品取引等損益	22,622,524
営業収益合計	22,577,771
営業費用	
受託者報酬	39,455
委託者報酬	315,625
その他費用	8,968
営業費用合計	364,048
営業利益又は営業損失()	22,941,819
経常利益又は経常損失()	22,941,819
中間純利益又は中間純損失()	22,941,819
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	
期首剰余金又は期首欠損金()	50,924,317
剰余金増加額又は欠損金減少額	
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	
剰余金減少額又は欠損金増加額	
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	27,982,498

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 4 期中間計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成25年7月17日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 4 期中間計算期間 (平成25年7月17日現在)
1 中間計算期間末日の受益権総口数		34,260口
2 中間期末 1 口当たりの純資産の額		3,929 円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

項目	第 4 期中間計算期間 (平成25年7月17日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（商品関連）

第 4 期中間計算期間（自 平成25年1月18日 至 平成25年7月17日）

種 類	第 4 期中間計算期間（平成25年7月17日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引 TOCOM標準取引 買建				
金標準取引 201406	126,605,000		135,927,000	9,322,000
小 計	126,605,000		135,927,000	9,322,000
合 計	126,605,000		135,927,000	9,322,000

（注）時価の算定方法

TOCOM標準取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

（その他の注記）

項 目	期別	第 4 期中間計算期間 （平成25年7月17日現在）
1 期首元本額		106,617,120 円
期中追加設定元本額		円
期中一部解約元本額		円

2 ファンドの現況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」については、下記の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

純資産額計算書（平成25年7月31日現在）

資産総額（円）	137,313,536
負債総額（円）	30,069
純資産総額（ - ）（円）	137,283,467
発行済口数（口）	34,260
1口当たり純資産額（ / ）（円）	4,007

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

<訂正前>

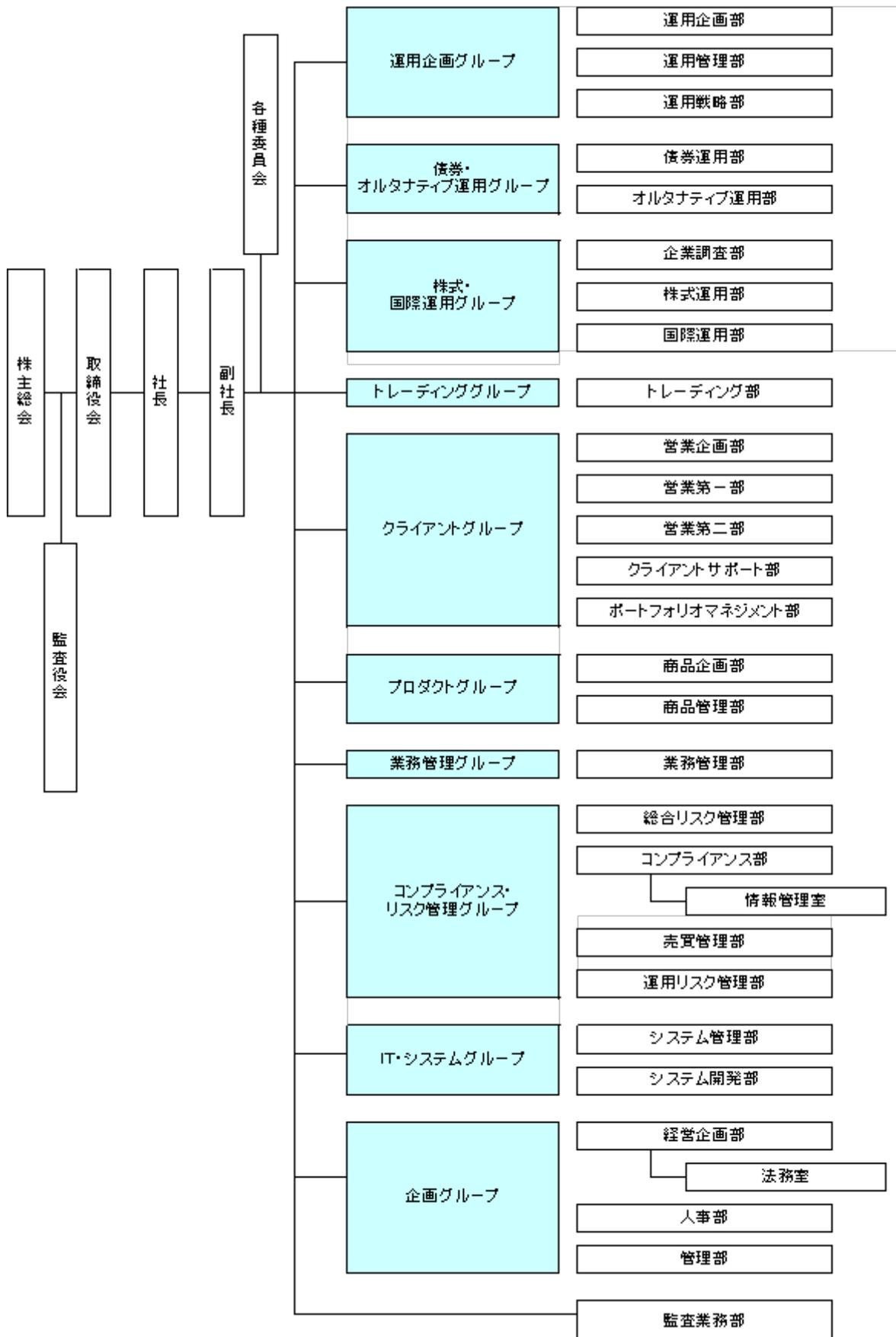
(1) 資本金の額

<u>平成25年1月末日現在</u>	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成25年1月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

(略)

<訂正後>

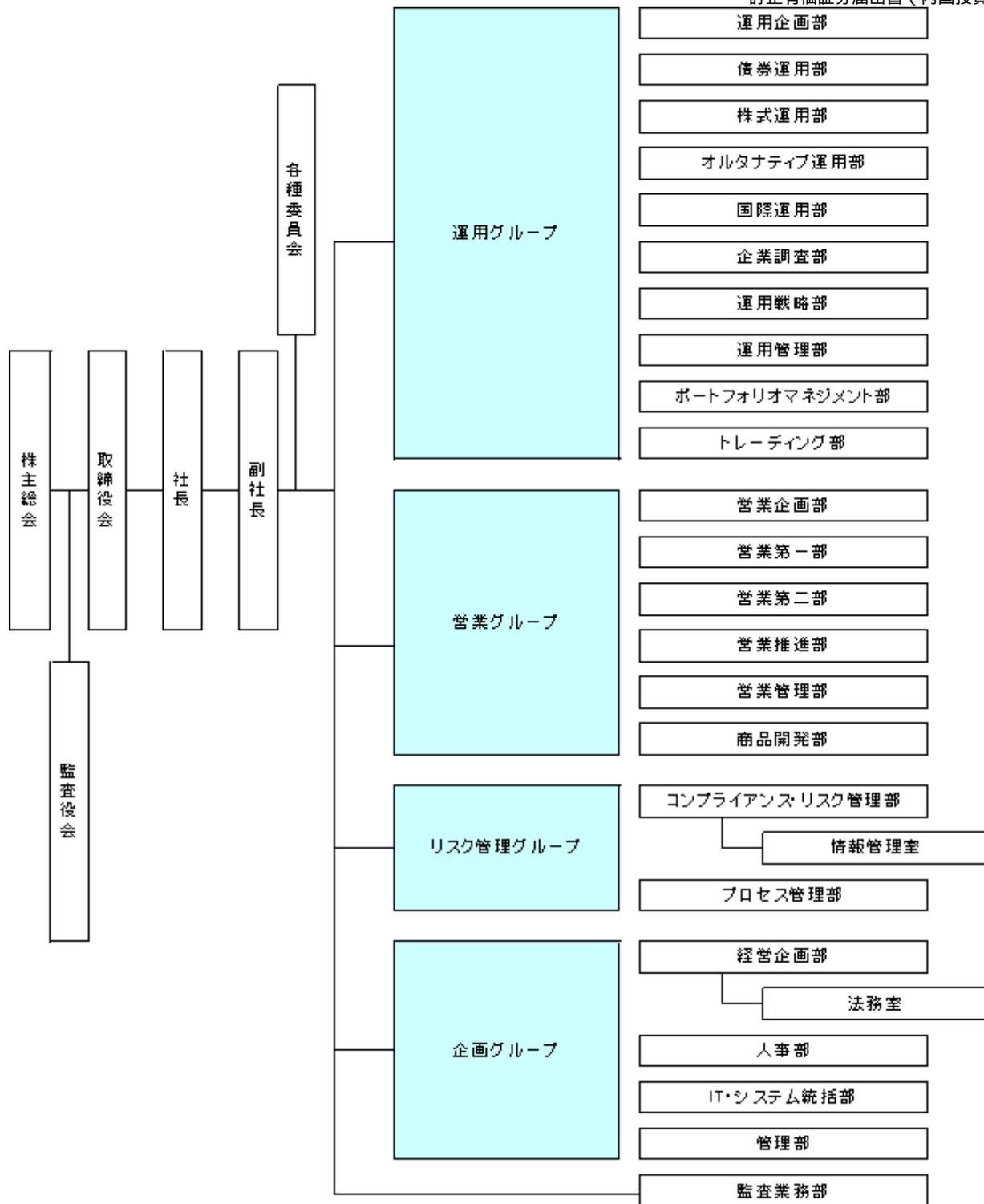
(1) 資本金の額

<u>平成25年7月末日現在</u>	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成25年7月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

（略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」については、下記の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年7月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	325,503,213,554
追加型株式投資信託	225	1,754,307,028,046
追加型金銭信託受益権投資信託	12	10,369,896,130
単位型株式投資信託	6	10,992,634,434
合計	258	2,101,172,772,164

独立監査人の中間監査報告書

平成25年8月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内金先物価格連動型上場投信の平成25年1月18日から平成25年7月17日までの第4期中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国内金先物価格連動型上場投信の平成25年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年1月18日から平成25年7月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。